

70歳になったら勇退し、
ちよびつとでも年金を取り戻そう！

(株)北見式賃金研究所 北見昌朗

70歳になったら年金を取り戻そう！

<主な内容>

その①

・ 70歳以上で一定の報酬があれば年金不支給に

その②

・ 経営者の払った厚生年金保険料は5千万円

その③

・ 生涯でもらえる年金の総額は？

その④

・ 非常勤になって年金をもらう

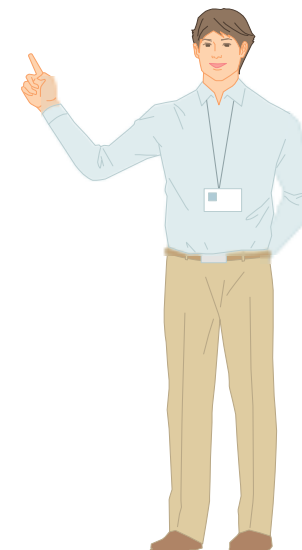
注：顧問の税理士に事前にご相談下さい

～その①～

70歳以上で一定の報酬があれば年金不支給に

平成19年4月から、70歳以上の受給者も適用事業所で働く間は60歳代後半の在職老齢年金の仕組みと同じ年金額の支給停止が行われるようになりました。

総報酬月額相当額と老齢年金基本月額合計額が**47万円**を超えた場合に年金額を調整します。



～その②～

経営者の払った厚生年金保険料は5千万円

Q

- ・厚生年金の保険料の最高額をずっと払い続けたとすると、**会社負担分も含め**生涯で合計いくら保険料を納付したことになるでしょうか？ 20歳から70歳までの50年間、納付したという前提で計算して下さい。
- ・ここでは物価や給与の変動を考慮せず**におきます**ので、現在の標準報酬月額で推移したことにします。

～その③～

生涯でもらえる年金の総額は？

Q

- ・厚生年金の保険料の最高額をずっと払い続けたとすると、**会社負担分も含め**生涯で合計いくら保険料を納付したことになるでしょうか？ 20歳から70歳までの50年間、納付したという前提で計算して下さい。
- ・ここでは物価や給与の変動を考慮せず**におきます**ので、現在の標準報酬月額で推移したことにします。